

BAN-Net Air LTE 無線通信サービス契約約款

BAN-BAN ネットワークス株式会社

第1章 総則

第1条（約款の適用）

BAN-BAN ネットワークス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下、「事業法」といいます。）の規定に基づきこのLTE 無線通信サービス契約約款（料金表を含みます。以下、「約款」といいます。）を定め、これにより BAN-Net Air LTE 無線通信サービス（以下、「LTE 無線通信サービス」といいます。）として BAN-Net Air を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 LTE 無線通信サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。）
6 LTE 無線通信サービス	LTE 無線通信サービス網を使用して行う電気通信サービス
7 LTE 無線通信サービス取扱所	(2) LTE 無線通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により LTE 無線通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 契約	当社から LTE 無線通信サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と契約を締結している者
10 無線機器	LTE 無線通信サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
11 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12 契約者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設定される電気通信回線
13 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日）総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）第3条で定める種類の端末設備の機器

15 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 契約者識別番号	電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ
17 特定 SIM カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、LTE 無線通信サービスの提供を受けるため、当社が契約者に貸与するもの
18 認証情報	LTE 無線通信サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
19 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
20 技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準
21 消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第 4 条（LTE 無線通信サービスの種類等）

契約には、別に定める料金表に規定する種別等があります。

第 5 条（契約の単位）

当社は契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人又は一社に限ります。

第 6 条（最低利用期間）

LTE 無線通信サービスの最低利用期間は、サービス提供開始日より 6 ヶ月間とします。なお、最低利用期間内に契約が解除された場合は、料金表に定める違約金（非課税）を一括して支払うものとします。

第 7 条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を LTE 無線通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定める LTE 無線通信サービスの種別等
- (2) その他 LTE 無線通信サービスの内容を特定するために必要な事項

第 8 条（契約申込みの承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、LTE 無線通信サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) LTE 無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 契約の申込みをした者が、BAN-BAN テレビまたはインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現

に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (4) 契約の申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (5) 過去に BAN-BAN テレビまたはインターネット接続サービスの契約を解除され、またはその利用を停止されているとき。
4. 当社が契約を承諾した時点で、契約者は LTE 無線通信サービスに係る契約約款、規約等の内容を承諾したものとみなします。

第 9 条（契約申込みの撤回等）

契約者は、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後 8 日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除（以下、「初期契約解除」という）を行うことができます。

2. 初期契約解除は、契約者が前項の書面を発したときにその効力を生じます。
3. 初期契約解除の場合、契約者は解除までの期間の利用料（日割）、および事務手数料を支払うものとしします。
4. 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は無線機器、および当社より貸与または提供されたその他の機器を申し込みの撤回後 1 ヶ月以内に当社に返却するものとしします。なお、1 ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表により、弁済金を支払うものとしします。
5. 初期契約解除の場合、当社は撤去工事ならびに機器の回収を行います。ただし、撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとしします。

第 10 条（契約の成立）

契約は、契約の申込みをした者に対して当社が認証情報を発行したときに成立するものとしします。

第 11 条（利用開始日）

当社より申込者に対して発送する無線機器を受け取った日を LTE 無線通信サービスの利用開始日とするものとしします。

第 12 条（LTE 無線通信サービスの種類等の変更）

契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種別等の変更の請求をすることができます。

2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第 7 条（契約申込みの方法）及び第 8 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 13 条（LTE 無線通信サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、LTE 無線通信サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に、契約者が利用できないようにすることをいいます。以下同じとしします。）を行います。

2. 契約者は、LTE 無線通信サービスの利用の一時中断を希望する場合は、当社に申し出るものとしします。また、その期間を変更する場合も同様としします。
3. 契約者は、LTE 無線通信サービスの利用の一時中断をする場合は、料金表に定める諸手数料及び利用の一時中断期間中の施設維持費を支払うものとしします。
4. 利用の一時中断の期間は、利用中断開始の日から起算して 6 ヶ月を限度としします。
5. 利用の一時中断が 6 ヶ月を経過した後、契約者が再利用の請求を行わない場合は、契約は解除されたものとしします。

第 14 条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は契約者連絡先（氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます、以下同じ

とします。)に変更があったときは、そのことを速やかに LTE 無線通信サービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2. 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者は第 1 項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
4. 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
5. 前 2 項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第 15 条（譲渡・貸与の禁止）

契約者が契約に基づいて LTE 無線通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。

第 16 条（契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、LTE 無線通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
4. 契約者は、第 1 項の届出を怠った場合には、第 14 条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第 17 条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとする場合は、あらかじめそのことを LTE 無線通信サービス取扱所に通知していただきます。

2. 前項による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。

第 18 条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第 34 条（提供停止）の規定により LTE 無線通信サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 第 34 条（提供停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、LTE 無線通信サービスの提供停止しないでその契約を解除することがあります。
 - (3) 前各号のほか、この約款に違反する行為、LTE 無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
 - (4) 当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で LTE 無線通信サービスの継続ができないとき。
2. 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 19 条（無線機器の貸与）

当社は、別に定める料金表により無線機器を提供します。

2. 当社が認める場合を除き、契約者は提供した無線機器の交換を請求できません。
3. 前項の場合、契約者は、無線機器を本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意又は過失により貸与した無線機器を毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとします。
4. 契約者は、契約が解除されたときは貸与した無線機器を1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとします。

第 20 条（無線機器の運用）

当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、無線機器に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。

2. 契約者は前項の更新を承諾するものとします。

第3章 付加機能

第 21 条（付加機能の提供等）

当社は、契約者に料金表に定める付加機能を提供します。契約者は、付加機能の契約をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にて LTE 無線通信サービス取扱所に通知していただきます。この場合、当社は第 8 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

2. 前項の付加機能を提供する場合、当社は必要に応じて付加機能に要する機器等の提供を行うことがあります。この場合、第 23 条（自営端末設備の接続）の規定を準用します。

第 22 条（付加機能の変更・解除）

契約者は、付加機能の契約の変更又は解除をしようとするときは、事前に書面もしくは当社所定の電子的手段にて LTE 無線通信サービス取扱所に通知していただきます。

2. 当社は契約が解除されたときは、付加機能の契約も解除します。

第4章 自営端末設備又は自営電気通信設備の接続等

第 1 節 自営端末設備の接続等

第 23 条（自営端末設備の接続）

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び LTE 無線通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定める LTE 無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が別記 3 に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。
3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は様式第 14 号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

4. 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前 3 項の規定に準じて取り扱います。

第 24 条（自営端末設備の認証情報の登録等）

当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備（無線機器に限ります。）の認証情報その他の情報の登録、変更又は消去（以下「認証情報の登録等」といいます。）を行います。

第 25 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3. 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第 26 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（無線機器に限ります。以下この条において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3. 契約者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第 27 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、自営端末設備（無線機器に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとし、

第 2 節 自営電気通信設備の接続等

第 28 条（自営電気通信設備の接続）

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び LTE 無線通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定める LTE 無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。

3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4. 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前 3 項の規定に準じて取り扱います。

第 29 条（自営電気通信設備の認証情報の登録等）

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）の認証情報の登録等については、第 24 条（自営端末設備の認証情報の登録等）の規定に準ずるものとし、

第 30 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 25 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準ずるものとします。

第 31 条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第 26 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

第 32 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

自営電気通信設備（無線機器に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第 27 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第5章 提供中止及び提供停止

第 33 条（提供中止）

当社は、次の場合には、LTE 無線通信サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 37 条（提供の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の提供を中止することがあります。
3. 前二項の規定により LTE 無線通信サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 34 条（提供停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その LTE 無線通信サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）。
- (2) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 第 14 条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 事業法又は事業法施行規則に違反して契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (5) 第 25 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）もしくは第 30 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又は、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (6) 第 26 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第 27 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第 31 条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 32 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- (7) (7) 前各号のほか、この約款に違反する行為、LTE 無線通信サービスに関する当社の業務遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2. 当社は、前項の規定により、LTE 無線通信サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

第 35 条（インターネット接続サービスの利用）

契約者は、インターネット接続サービス（LTE 無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 36 条（通信の条件）

当社は、LTE 無線通信サービスを利用できる区域について、別記 1 で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2. LTE 無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
3. LTE 無線通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
4. 当社は、一つの無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。
5. 電波状況等により、LTE 無線通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第 37 条（提供の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

2. 当社が請求した次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 2 の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

3. 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
4. 当社は、LTE 無線通信サービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。
5. 無線区間（契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。）における通信については、AXGP 方式によりセキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
6. 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
7. 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことを LTE 無線通信サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

第 38 条（料金の適用）

当社が提供する LTE 無線通信サービスの料金は、新規加入手数料、利用料（端末接続装置使用料を含む）、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2. 料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

第 39 条（利用料等の支払義務）

契約者は、その料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日の属する月（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日の属する月）から起算して、契約の解除があった日の属する月（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日の属する月）までの期間（提供を契約した日の属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は一月間とします。）について、当社が提供する LTE 無線通信サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料（以下この条において「利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により LTE 無線通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
 - ア. 利用の一時中断をしたとき
 - イ. 提供停止があったとき
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、第 49 条（責任の制限）に定める場合を除き、LTE 無線通信サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。
3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 40 条（初期費用等の支払義務）

契約者は、第 7 条（契約申込の方法）の規定に基づき契約の申し込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する新規加入手数料の支払いを要します。

第 41 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 42 条（工事に関する費用の支払い義務）

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承認したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 43 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社への支払いを要します。

第 44 条（遅延利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.1%の割合で計算して得た額を遅延利息として当社への支払いを要します。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第 45 条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 46 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2. 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備（無線機器に限ります。）又は自営電気通信設備（無線機器に限ります。）を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

第 47 条（契約者の切分け責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第 48 条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに全部を修理し、又は復旧す

ることができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第9章 損害賠償等

第 49 条（責任の制限）

当社は、LTE 無線通信サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その LTE 無線通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間（24 時間の倍数である部分に限り、）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金の月額額の 30 分の 1 を乗じて得た額を発生した損害とみなし、その額に限り利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から 3 ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
3. 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第 50 条（免責）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定める LTE 無線通信サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
3. LTE 無線通信サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定にて定める以外は一切の責任を負わないものとします。
4. インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないこととします。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
5. 当社は第 37 条（提供の制限）をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑則

第 51 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠りもし

くは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 52 条（秘密保持）

契約者及び当社は、LTE 無線通信サービスの契約の履行に際し、知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならないものとします。

第 53 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、端末設備（自営端末設備にあっては、無線機器に限ります。）又は自営電気通信設備（無線機器に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

2. 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
3. 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
4. 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
5. 契約者は、LTE 無線通信サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 - (1) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる文章、画像等を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
 - (2) 他人の著作権、その他知的財産権を侵害する行為
 - (3) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為
 - (4) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉を毀損する情報を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
 - (5) 他人に成りすましてサービスを利用する行為
 - (6) 受信者の意に反して、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為
 - (7) 他人の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為
 - (8) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
 - (9) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (10) 公職選挙法に違反する行為
 - (11) 犯罪行為及びそれに結びつくおそれのある行為
 - (12) 約款に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為
 - (13) その他、当社が不適切と判断する行為
6. 契約者は、電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
7. ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
8. 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
9. 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。

第 54 条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合におい

て、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第 55 条（法令に規定する事項）

LTE 無線通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 56 条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社において閲覧に供しません。

第 57 条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。

2. 刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

第 58 条（契約者個人情報の保護）

当社は、契約者の個人情報保護の基本方針を定めた「BAN-BAN ネットワークス個人情報保護ポリシー」を策定し、遵守します。同ポリシーは HP で公表します。

第 59 条（契約者個人情報の利用）

当社は、契約者アンケート調査、契約者サービスを目的に契約者の個人情報を自ら利用し、又は協力会社、業務委託会社に提供することがあります。この場合は、個人情報保護取扱いに関する機密保護契約を締結します。また契約者の個人情報は本人の同意なく、目的外の利用はいたしません。

第 60 条（管轄裁判所）

この約款は日本国内法に準拠するものとし、この約款に定める事項に関する訴訟については、当社所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第 61 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社及び契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

別記

1. LTE 無線通信サービスの提供区域等

当社のLTE無線通信サービスの提供区域は、当社営業エリア内を主とします。
なお、設備の整備状況により接続可能なエリアに変更が生じる場合があります。

2. 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3. 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

4. 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その自営端末設備（無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。）もしくは自営電気通信設備（無線機器に限ります。以下この別記4において同じとします。）を、当社が指定した期日に当社が指定するLTE無線通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 認証情報の登録等を行うとき。
- (2) LTE無線通信サービス契約約款第26条又は第31条の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

5. 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
BAN-BAN ネットワークス株式会社

附則

（実施期日）

この約款は、2018年9月1日から実施します。

改正 2021年3月1日、 2022年3月1日

（クレジットカード支払いに関する特約）

契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

BAN-Net Air LTE 無線通信サービス料金表

1. 利用料（月額）

項目	コース	金額	摘要
インターネット接続 基本サービス	110Mコース	2,970円	SIMカード×1 無線端末機器×1 使用料を含む

2. 付加機能

項目	金額	摘要

3. 工事費、施設維持費、故障点検・補修費

項目	金額	摘要
施設維持費	770円/月	利用の一時中断期間中
貸与機器の補修費	実費	
その他工事費	実費	

4. 諸手数料

項目	金額	摘要
新規加入手数料	2,200円	当社他サービス加入のお客様は不要
SIM登録手数料	3,300円	SIM1台あたり
一時停止・再開手数料	1,100円	
名義変更手数料	1,100円	相続、権利義務継承の場合
違約金	5,000円 (不課税)	サービス提供開始から6ヶ月以内にご解約の場合 (キャンペーン時は内容が異なる場合があります。)
弁済金	● 本体 (SIMカード含む) : 22,000円/1台につき ● SIMカードのみ : 3,300円/1台につき	

表記の金額は、特に記載のある場合を除き全て税込価格です。

附則

(実施期日)

この料金表は2018年9月1日より実施します。

改正 2022年3月1日